

概要版

塩谷町子ども・子育て支援事業計画

元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう



平成 27 年 3 月
塩 谷 町

I 計画策定の趣旨

本町では、平成 17 年度から、「塩谷町次世代育成支援対策地域行動計画～元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう～」を策定し、家庭における子育てを基本にしながら、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づいて、「次代を担う子どもが健やかに成長する環境づくり」、「すべての子育て家庭が安心して生み育てることができる環境づくり」、「地域の社会資源を活かした、子育てにやさしい環境づくり」の3つを基本理念として、計画を推進してきました。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 24 年に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することをめざしています。

本町においては、「塩谷町次世代育成支援対策地域行動計画」の評価と課題の把握、「子育てに関するアンケート調査」（平成 25 年 12 月）による保護者の現状や意向等を踏まえ、「塩谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

II 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国の「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら計画的に取り組みを推進します。

III 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から5年を1期として作成することとされているため、本計画は平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度を最終年度とします。

平成									
22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
塩谷町次世代育成支援対策地域行動計画 (後期計画)					塩谷町子ども・子育て支援事業計画				

IV 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもとその保護者とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

V 基本理念

町では、家庭における子育てを基本にしながら、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできるように、地域で支援するという塩谷町次世代育成支援対策地域行動計画の理念を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づく3つの基本的理念を掲げ、この計画を策定し実行します。

基本理念1 次代を担う子どもが健やかに成長する環境づくり

すべての子どもが健やかに成長するための適切な保護者の関わりや子育て支援の安定的な提供を通じ、思いやりや主体性・自律をうながし、次代を担う子どもが健康で豊かな心をはぐくむことができるよう支援します。

基本理念2 すべての子育て家庭が安心して生み育てることができる環境づくり

一人ひとりの子どもの発達に応じた健やかな育ちを保障し、すべての子育て家庭が安心して生み育てることができるように、保護者の気持ちを受け止め適切な支援を行います。

基本理念3 地域の社会資源を活かした、子育てにやさしい環境づくり

子どもが健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすために、地域の社会資源を有効的に活用し、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支援します。

元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう

VI 基本的視点

本計画は、次の9つを基本的視点として策定します。

- 1 子どもの視点
- 2 次代の親づくりという視点
- 3 サービス利用者の視点
- 4 社会全体による支援の視点
- 5 仕事と生活の調和実現の視点
- 6 すべての子どもと家庭への支援の視点
- 7 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- 8 サービスの質の視点
- 9 地域特性の視点



VII 塩谷っ子・子育て支援施策の展開

基本目標1 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備

家庭、教育・保育施設、学校、地域社会が連携し、子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

1 児童の健全育成の推進

(1) 児童の体験活動の推進

- ・地域子ども活性化事業（ウィークエンド・サークル事業）
- ・塩谷・女川ジュニアリーダー交流初級研修会
- ・子ども向け学びの口座の開催（しおやサマースクール）
- ・こどもまつり
- ・活動用具の貸出

(2) スポーツ活動等の推進

- ・スポーツ少年団
- ・指導者養成事業
- ・優良団体への補助及び優秀選手の表彰
- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・各種大会
- ・年間行事への参加

(3) 文化活動の推進

- ・文化芸術振興事業
- ・移動博物館
- ・地域文化・ふれあい事業
- ・学校における芸術文化鑑賞事業
- ・生涯学習フェスティバルの開催

(4) 世代間交流の推進

- ・世代間交流

(5) 放課後等における子どもたちの居場所づくりの推進

- ・放課後子ども教室

(6) 経済的支援の推進

- ・児童手当の支給

(7) 次代の親の育成の推進

- ・結婚活動事業



2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

(1) 信頼される学校づくりの推進

- ・外国語指導助手委託事業
- ・国際交流事業
- ・PTA 支援事業（塩谷町連絡協議会）
- ・地域教育力活性化事業（学校支援地域本部事業）
- ・林間学校、海浜学校事業
- ・教育振興事業

(2) 健やかな体の育成

- ・学校保健事業

(3) 教育・保育施設の連携促進

- ・認定こども園・保育園・小学校の連携
- ・認定こども園・保育園・小学校教職員相互職場体験事業

(4) 経済的支援の推進

- ・奨学金貸与事業

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育への支援の推進

- ・家庭教育学級
- ・ブックスタート
- ・家庭教育オピニオンリーダーへの支援
- ・おはなし会

(2) 地域の教育力の向上

- ・しおやのこどもを育てるフォーラム
- ・子ども会連合会支援

- ・生涯学習ボランティアの育成
- ・ジュニアリーダー活動

基本目標 2 母子保健施策の整備

母親の心身の健康を保持し、安心して生み育てることができ、子どもが健康的な生活が送れるような環境を整備するとともに、不慮の事故や疾病等に的確に対応します。

1 子どもや母親の健康の確保

(1) 子どもや母親の健康の確保

- ・妊娠届受理、母子健康手帳交付
- ・乳幼児健診事業
- ・乳幼児健診精密検査
- ・予防接種事業
- ・育児相談会
- ・乳幼児家庭訪問

- ・妊婦一般健康診査
- ・のびのび発達相談
- ・就学児健康診断
- ・乳幼児相談
- ・新生児・産婦家庭訪問
- ・訪問指導



(2) 経済的支援の推進

- ・妊産婦医療費助成

- ・こども医療費助成事業

2 食育の推進

(1) 食育の推進

- ・食育の相談指導

- ・食育の推進

3 思春期保健対策の充実

(1) 思春期保健の整備

- ・小中学校健康教育
- ・喫煙対策

- ・スクールカウンセラーの配置

4 小児医療体制の整備

(1) 小児医療体制の整備

- ・救急医療整備事業

基本目標 3 安心して子育てできる生活環境の整備

多くの親が子育てに不安や負担を感じています。その不安や負担を軽減するため、子育てに適した住居環境、安全・安心なまちづくり、仕事と子育ての両立支援等を推進し、安心して子育てできる生活環境を整備します。

1 子育て家庭の住環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

- ・公営住宅等整備・既設公営住宅改善事業

- ・花いっぱいコンクール

2 安全な道路・交通環境の整備

(1) 道路・交通環境の整備

- ・道路・交通安全施設等の整備や維持管理



3 交通安全・防犯対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

- 交通安全教室（学校）
- ヘルメット補助事業
- 交通安全対策及び啓発
- チャイルドシートの補助
- 交通安全教室（保育園・こども園）
- 交通安全母の会事業
- 交通教育指導員の配置
- 通学路の安全確保

(2) 防犯対策の推進

- 防犯教室の開催
- 子ども 110 番の家推進事業
- 防犯ブザー貸与事業
- 幼児対象誘拐防止巡回指導負担金
- 防犯灯の設置管理
- スクールガードリーダーの配置

(3) 防災対策の推進

- 災害避難訓練（学校）
- 光化学スモッグ予報
- 災害避難訓練（保育園・こども園）

4 男性の育児参加の推進

(1) 男性の育児参加の推進

- 男性の育児参加の推進
- 女性リーダー育成事業

5 子どもの人権擁護の推進

(1) 子どもの人権の啓発

- 人権啓発事業
- 人権擁護委員活動
- 人権教育推進事業
- 人権擁護委員協議会

基本目標 4 要保護児童・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

ひとり親家庭の自立や障害児及びその家庭への支援等援護を必要とする子どもや家庭のための施策を推進するとともに、社会問題となっている児童虐待の防止・対策に地域全体で取り組みます。

1 児童虐待の予防・対応の推進

(1) 児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待に対する相談窓口の充実
- DV 対策と連携
- 児童虐待対策事業
- 母子保健等との連携

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭福祉医療助成
- 母子寡婦福祉資金貸付
- 児童扶養手当

3 障害児及び家庭への支援

(1) 相談体制の整備

- 身体障害者・知的障害者相談員の配置

(2) 保育サービス体制の整備

- 障害児保育事業
- 障害児ホームヘルプサービス助成
- 障害児デイサービス助成
- 障害児短期入所（ショートステイ）



(3) 経済的支援の推進

- ・特別児童扶養手当
- ・特別支援教育児童生徒の就学支援
- ・福祉タクシー利用料金助成
- ・要保護・準要保護児童生徒の就学支援
- ・日常生活用具給付等事業

基本目標 5 地域で支える子育ての支援

すべての子どもと子育て家庭のために、社会資源を有効活用し、さまざまな子育て支援を行います。

1 多様なニーズに対応する保育サービスの充実

(1) 保育サービスの充実

- ・通常保育事業
- ・障害児保育事業
- ・休日保育事業
- ・民間保育園特別保育助成
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成・学童保育館活動
- ・一時預かり事業
- ・障害児通園施設運営助成事業

(2) 経済的支援の推進

- ・保育料助成事業
- ・幼稚園就園奨励費補助事業

2 親子の居場所の整備

(1) 公園整備事業の推進

- ・都市公園等整備事業

3 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

(1) 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・適応指導教室
- ・こころのなやみ相談テレフォン
- ・教育相談事業
- ・育児相談

4 子育て支援団体の育成

(1) 子育て支援団体の育成

- ・各関連団体・機関との連携業務
- ・子育て登録制ボランティア活用
- ・青少年問題協議会
- ・PTA 支援事業（塩谷町連絡協議会）



VIII 事業量の見込と確保

アンケート調査結果を活用し、国の手順に基づいて算出した各事業の見込量は以下のとおりです。
 新たな子ども・子育て支援制度のもと、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保を図ります。

区分	事業の名称	平成 26 年度 実施状況	平成 31 年度		計画の達成度 (達成時期)
			見込量	確保数	
教育・ 保育	1号認定・2号認定 3～5歳児	213人	187人	226人	○(27年度)
	3号認定0歳	19人	18人	23人	○(27年度)
	3号認定 1・2歳	67人	83人	85人	○(27年度)
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業	新規	1か所	1か所	○(27年度)
	地域子育て支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	○(27年度)
	妊婦健康診査	実施	45人	45人	○(27年度)
	乳児家庭全戸訪問事業	実施	45人	45人	○(27年度)
	養育支援訪問事業	実施	3人	3人	○(27年度)
	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	未実施	0人日	県との連携 による対応	—
	子育て援助活動支援事業 (就学児対象)	未実施	0人		—
	一時預かり事業(預かり保育) ①幼稚園在園児対象	1か所	29人日	30人日	○(27年度)
	一時預かり事業 ②「①」以外の一時預かり	1か所	118人日	200人日	○(27年度)
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	3か所	100人	130人	○(27年度)
	時間外保育事業	1か所	28人	30人	○(27年度)
	病児保育事業・子育て援助活動支 援事業(病児・緊急対応強化事業)	未実施	160人日	160人日	○(27年度)



塩谷町子ども・子育て支援事業計画

発行：平成 27 年 3 月 編集：塩谷町役場 保健福祉課
 〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 741 番地 Tel 0287-45-1119

